

平成23年 第6回県教育委員会会議
教 育 長 報 告

1 報告事項

東北地方太平洋沖地震に対する取組についての現状報告

2 事項の説明

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に対する沖縄県教育委員会としての対応及び被災者等への支援等については、次のとおりである。

3 地震発生後の対応等

(1) 地震発生及び津波警報に対する対応

3月11日(金)

- 14:46 地震発生
15:30 沖縄地方に津波警報発表
- 県立高等学校に対し、児童生徒の安全確保について指示、公立小中学校を所管する市町村教育委員会に対しても注意喚起について緊急連絡を行った。
- 22:10 東京等に修学旅行中の県立高等学校19校について安全を確認

3月12日(土)

- 県外学生寮生の安全を確認
- 秋田県派遣教員2名の安全を確認
- 12日予定の公立小中学校の34校の卒業式のうち、11校が津波警報発令中のため、延期

(2) 対策等

- 3月14日(月) 8:45 緊急課長会議
県教育委員会としての対応や被災地に対してできることなどについて各課に検討依頼
- 市町村教育委員会に対して、各市町村で行うことなどの検討依頼
- 「東北地方太平洋沖地震の被災者への哀悼の意を表すための全校集会の実施及び今後の対応について」各県立学校長あて(3月17日付け)、各市町村教育長あて(3月16日付け)文書により依頼。
- 「津波被害への防災計画の確認について」各県立学校長、市町村教育長あて(3月16日付け)文書で依頼
- 「平成22年度中学校卒業生の県外への進路状況について」市町村教育委員会へ調査依頼(3月17日付け)
- 「東北地方太平洋沖地震の被災地域へ進学または就職している卒業生の安否確認について」県立学校長へ依頼(3月17日付け)

4 被災県及び被災者への対応

- 「平成23年度（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地の児童生徒等の就学機会の確保について」県立学校長及び市町村教育委員会あて依頼（別紙）
- 受け入れ可能施設の調査（別紙）
- 受け入れ可能児童生徒数の調査（別紙）
- 宮城県、岩手県及び福島県教育委員会あてお悔やみとお見舞いのメール等送信
- 被災者の受け入れや被災県への支援物資等については、県全体で組織する沖縄県支援対策本部会議（ワーキングチームに教育委員会からも2名動員）として対応している。
県としては、被害が甚大であった3県からの集団避難の受け入れを表明
- 個人で来県された被災者については、県の受入窓口を通して受け入れており、現在、教育委員会関係施設では、糸満青少年の家に2名の被災者を受け入れている。
- 学校への児童生徒の受け入れについて問い合わせがある。具体的な受け入れの手続きについては、各県立学校及び各市町村教育委員会で行っている。
- 沖縄県における児童生徒の学校への受け入れ相談等について、ホームページに掲載（別紙）

各市町村教育委員会教育長 殿
各教育事務所長

沖縄県教育委員会
教育長 金武 正八郎
(公印省略)

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地の児童生徒等の
就学機会の確保について(依頼)

各市町村教育委員会におかれては、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分に御留意いただくようお願いします。また、域内の学校に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。
教育事務所におかれましては、この件について御承知おさください。
なお、3月17日付け教義第2474号ですでに依頼しておりますが、改めて依頼いたします。

記

- 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて
被災した児童生徒等が域内の公立学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること。
- 義務教育段階における教科書の取扱いについて
被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常の転入学の場合と同様に、平成22年度用教科書が無償給与することができること。
なお、転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。
また、この場合には教科用図書給与証明書がなくとも、必要な教科書の無償給与を受けることができるものとする。
- 公立幼稚園における入園料等の取扱いについて
公立幼稚園において、今回の地震により、幼児の学資を負担している者が災害を受け、保育料、入園料等の納付が困難な者(被災に伴う転入学者等を含む。)に対しては、各地方公共団体における入園料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。
- 就学援助等について
被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。
- 課程の修了の認定等について
被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。
- 補充のための授業等について
被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒が授業を十分受けることができな
いことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業そ
の他必要な措置を講じるなど配慮すること。
- 心のケアを含む健康相談等の充実について
被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相
談を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。
また、被災地域の学校が再開されたときも、同様の対応がとられるよう配慮するとともに、被
災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮すること。

本件連絡先
沖縄県教育庁義務教育課義務教育班
班長 黒木 義成
(電話) 098-866-2741
(FAX) 098-866-2750
(Eメール) kurokiyo@pref.okinawa.

教県第 620 号
平成23年3月17日

県立学校長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 金武 正八郎
(公印省略)

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の
児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)

みだしのことについて、別添のとおり平成23年3月14日付け22文科初第1714号で文部科学副大臣より通知があります。

つきましては、貴校において通知の趣旨並びに通知に示されている事項について十分留意していただき、生徒の就学機会の確保等に努めていただきますようお願いいたします。

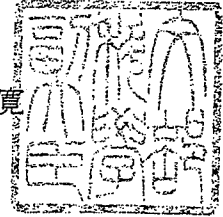
なお、通知の趣旨について対応が困難な場合は、本課に連絡をいただきますよう、重ねてお願いいたします。

<この件についての問い合わせ>
県教育庁県立学校教育課
主任指導主事：與那嶺善道
TEL : (098)-866-2715
FAX : (098)-866-2718

22文科初第1714号
平成23年3月14日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学副大臣
鈴木 寛



(印影印刷)

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の
児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いいたします。また、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、公立学校における下記の取扱いの趣旨について十分御留意いただくとともに、所轄の学校に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

記

1. 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて

被災した児童生徒等が域内の公立学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること。

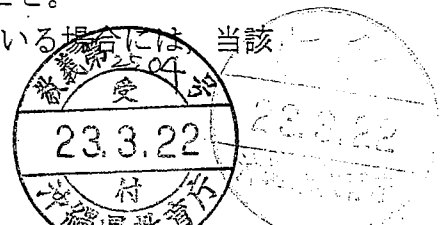
なお、高等学校等については、入学者選抜における弾力的な対応を行うとともに収容定員を超えた受入れについても特段の配慮をすること。

2. 義務教育段階における教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常の場合と同様に、平成22年度用教科書が無償給与することができること。

なお、転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

課長	副参事	管理監	班長	班長	主幹	主任	担	警



また、この場合には教科用図書給与証明書がなくとも、必要な教科書の無償給与を受けることができるものとする。

3. 公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等における入学料の取扱い等について

公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等において、今回の地震により、生徒又は幼児の学資を負担している者が災害を受け、授業料（保育料）、入学料（入園料）、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対しては、各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

4. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

また、被災により奨学金を必要とする高校生等に対して特段の配慮を行うこと。特に卒業年次の高校生等については、日本学生支援機構の奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。

5. 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。

6. 補充のための授業等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮すること。

7. 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

また、被災地域の学校が再開されたときにも、同様の対応がとられるよう配慮するとともに、被災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮すること。

本件連絡先（とりまとめ）

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課企画係
渡邊，菅谷，江間
(電話) 03-6734-2589
(FAX) 03-6734-3731
(E-mail) svoto@mext.go.jp

東北地方太平洋沖地震における被災者受入可能施設調査(教育庁関係)

注意:この調査は、受入可能収容数の調査であり、実際の受入施設として決定したわけではありません。

注意:この調査は、平成23年3月18日時点であり、受入可能数は様々な状況により変動します。

施設名	施設課						県立学校教育課			福利課	保健体育課		生涯学習振興課	教育庁 数
	県立高校体育館 (60校)	県立特支体育館 (13校)	県立高校武道場 (60校)	県立高校セミナーハウス (16校)	県立高校セミ ナーハウス (16校)	総計	総合教育センター(宿舎)	県立高校 宿舎(11施設)	小計		教職員住宅 (北部地区)	県立武道館 (鎮成道場)		
収容数 (一校辺りの人数)	200	100	60	50	50	149	15室	432室 (836名)	447		540	600	1309	
受入可能数	60	13	60	16	16	149	12	131	143	30	6		122	450
人数							2	1~2		5名				-
総人数	12,000	1,300	360	800	800	14,460	24	224	248	150	540		1,309	16,707
受入条件	未定	未定	未定	未定	未定	未定	部屋のみ	高校生のみ						
宿泊費										入居料免除				大人600円子ども300円(免除予定)
食費							自炊			自炊			三食1,500円程度	
その他							光熱費あり			光熱費あり			シーツ洗濯料金150円	
受入可能期間	未定	未定	未定	未定	未定	未定	長期	長期	長期	長期	1週間		随時調整	
その他	一時的施設	一時的施設	一時的施設	一時的施設	一時的施設	一時的施設								名護・石川・玉城・糸満・宮古・八重山

短・中期施設	
可能部屋	277
人数	16,309

長期施設	
可能部屋	173
人数	398

* 教職員住宅、県立高校宿舎、総合教育センター

問い合わせ

教育庁総務課総務班(電話:098-866-2705)

担当:平田

(概算)

東北地方太平洋沖地震における被災地の受入可能数調査結果

平成23年3月22日現在

1 幼稚園・小学校

幼稚園	小学校							合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
1247	2216	1724	2036	2042	2255	2479	12611	13858

2 中学校

中学校			
1年	2年	3年	計
1263	1168	1184	3615

3 試算方法(概算)

※人数は、各学校の現状により校長で判断

- 1学級受入可能人数=1学級収容数-現学級人数
(学級の状況や机イスの数等を考慮)
- 1学年受入可能人数=1学級受入可能人数×学級数
- 1学校受入可能人数=1学年受入可能人数+……+6学年受入可能人数

被災地域の生徒の受入可能人数(学科ごと)

No	学科	40名	41名	42名
1	普通科	1,307	1,986	2,703
2	農業に関する学科	398	471	548
3	工業に関する学科	467	584	704
4	商業に関する学科	534	534	768
5	水産に関する学科	99	108	117
6	家庭に関する学科	70	84	98
7	福祉に関する学科	24	30	36
8	情報に関する学科	14	21	30
9	総合学科	75	112	154
10	その他の学科	160	216	282
	合計	3,148	4,146	5,440

震災に伴う県立特別支援学校 収容可能定員一覧

No	学校名	設定収容定員				平成23年度予定在籍数	受入可能人数
		幼小	中	高	専		
1	沖盲	29	18	28	60	77	58
2	沖ろう	83	28	29		84	56
3	名特	61	45	78		121	62
4	美特	83	84	117		348	0
5	大特	48	64	124		307	0
6	島特	126	78	136		176	164
7	西特	61	59	78		167	31
8	宮特	44	35	52		74	56
9	八特	17	20	33		61	9
10	沖高特			135		135	0
11	桜特	13	3	7		24	0
12	泡特	83	40	42		164	0
13	鏡特	46	40	32		117	0
14	浦分	3	3	14		21	10
15	那特	56	20	39		114	63
16	森特	21	17	35		73	41
							550

※収容定員：登録されたり1学級の最大人数を乗ずる(教室数×幼小中学部6名、高等部8名)

1 教室当たり1学級の最大人数を乗ずる(教室数×幼小中学部6名、高等部8名)

※浦分高等部枠：分教室

※設定収容定員の算定根拠：各枝種、各学部毎に一般・重複の割合(3年間の平均)を設定、1教室当たりの平均生徒数を割り出し教室数を乗ずる

※島尻特支以外の学校の教室数はH21年度現在

※島尻特支は新校舎普通教室数(幼小21教室、中13教室、高17教室)を基準に最大収容人数で算出

沖縄県教育委員会

-- OKINAWA PREFECTURAL BOARD OF EDUCATION --

ホーム

更新一覧

沖縄県教育委員会 > お知らせ > 平成23年東北地方太平洋沖地震における被災地域児童生徒の受入れについて

発信元:総務課

平成23年東北地方太平洋沖地震における 被災地域児童生徒の受入れについて

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々の御冥福をお祈りします。

沖縄県教育委員会は、被災地の一日も早い復興を願うとともに、児童生徒の就学機会の確保にできる限りの支援を行ってまいります。

被災地域の高等学校及び特別支援学校の児童生徒が、保護者の転居等により、沖縄県内の公立高等学校及び特別支援学校への転入学を希望する場合は、受入れが円滑かつ迅速に行われるよう、転入学に係る相談や手続き事務の支援を行うことといたしました。詳細は、次のリンクをご覧ください。

○ [東北地方太平洋沖地震における被災地域の高等学校の児童生徒の沖縄県内公立高等学校への受入について](#)

○ [東北地方太平洋沖地震における被災地域の特別支援学校の児童生徒の沖縄県内特別支援学校への受入について](#)

また、小・中学校の児童生徒については、受入れを希望する市町村教育委員会又は希望する小・中学校に直接お問い合わせいただくことが可能です。

なお、ご不明な点などがありましたら、沖縄県教育委員会にお問い合わせください。

○ [市町村教育委員会一覧](#)

(お問い合わせ先)

- 小・中学校に関しては…
沖縄県教育庁義務教育課義務教育班 電話098-866-2741(直通)
- 高等学校に関しては…
沖縄県教育庁県立学校教育課高校教育改革班 電話098-866-2715(直通)
- 特別支援学校に関しては…
沖縄県教育庁県立学校教育課特別支援教育班 電話098-866-2715(直通)